

「山・鉾・屋台行事」の提案について

1. 名 称

山・鉾・屋台行事

2. 内 容

地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事

3. 分 野

祭礼行事

4. 構 成

国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」33件

5. 保護措置

伝承者養成, 記録作成, 原材料確保, 用具修理・新調 等

6. 提案要旨

- 「山・鉾・屋台行事」は、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う、各地域の文化の粋をこらした華やかな飾り付けを特徴とする「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事である。
- 祭に迎える神霊の依り代であり、迎えた神をにぎやかし慰撫する造形物である「山・鉾・屋台」は、木工・漆・染物といった伝統的な工芸技術により何世紀にもわたり維持され、地域の自然環境を損なわない材料の利用等の工夫や努力によって持続可能な方法で幾世にもわたり継承されてきた。
- 「山・鉾・屋台」の巡行のほか、祭りに当たり披露される芸能や口承に向けて、地域の人々は年間を通じて準備や練習に取り組んでおり、「山・鉾・屋台行事」は、各地域において世代を超えた多くの人々の間の対話と交流を促進し、コミュニティを結びつける重要な役割を果たしている。
- 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は、コミュニティが参画した持続可能な方法での無形文化遺産の保護・継承の事例として、国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

7. 提案経緯

「山・鉾・屋台行事」は、我が国より提案した「秩父祭の屋台行事と神楽」、
「高山祭の屋台行事」が平成 23 年の第 6 回政府間委員会において、既に登録されていた
「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」との類似性を指摘され、「情報照会」
の決定を受けたことを踏まえ、国指定重要無形民俗文化財（保護団体認定）の 3 3
件（別紙参照）を構成要素としてグループ化し、「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日
立風流物」の拡張提案として平成 27 年 3 月に提案したものです。

<これまでの経緯>

- | | |
|--------------|---|
| 平成 21 年 9 月 | 第 4 回政府間委員会（アブダビ・アラブ首長国連邦）において「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」がユネスコ無形文化遺産に登録される。 |
| 平成 23 年 11 月 | 第 6 回政府間委員会（バリ・インドネシア）において「秩父祭の屋台行事と神楽」及び「高山祭の屋台行事」について「情報照会」の決定がなされる。 |
| 平成 26 年 3 月 | 「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」を拡張し、「秩父祭の屋台行事と神楽」及び「高山祭の屋台行事」を含む国指定重要無形民俗文化財を「山・鉾・屋台行事」としてグループ化して提案 |
| 平成 26 年 6 月 | ユネスコの審査件数の上限（50 件）を上回る提案（61 件）が各国よりあったため、無形文化遺産の登録がない国の審査を優先するという国際ルールに基づき、登録件数が世界第 2 位である我が国の審査が 1 年先送りされることとなる。 |
| 平成 27 年 3 月 | 「山・鉾・屋台行事」を再提案。 |
| 平成 28 年 10 月 | 「山・鉾・屋台行事」について評価機関より「記載」の勧告。 |